

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和六年十月二十八日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

住所	土地所有者 氏名
広島県三原市青葉台一二番二三号	熊丸 訓司
不明 ただし、戸籍附票上の職権消除前の住所 広島県福山市瀬戸町大字地頭分五三七番地	松浦 忠義
不明	不明 但し（亡）濱崎明子相続人 （相続人不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分二三五三番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 長谷川 虎一 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分一一九八番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 長迫 政一 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分七二九番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 熊沢 徳一 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分一〇八〇番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 村上 郡之助 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分五四〇番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 小川 一雄 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分五三三番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 山本 昭 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分三四九番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 矢野 弥三郎 （存否不明）
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分四〇〇番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 北田 長次 （存否不明）

不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分四一一番地の一	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 藤井 キヨコ (存否不明)
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分一四五番地の三	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 奥江 治三郎 (存否不明)
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分四〇二番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 石井 ハシ (存否不明)
不明 ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡瀬戸村大字地頭分五二一番地	不明 ただし、土地登記名義人 持分二七〇分の一 奥江 政男 (存否不明)
不明	不明 ただし、(亡) 高橋ツルヨ 相続人(相続人不明)
不明 ただし、戸籍附票上の職権消除前の住所 岡山県岡山市高島二丁目八番二一〇八号	矢野 哲

二 送達すべき書類の名称

一般国道二号改築工事(福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで)並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電線付替工事に係る土地収用事件の裁決書正本及び令和六年七月二十三日付け更正決定書正本

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積	
		公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字コウゲ畑	七五七四番	山林	山林	二、六一八 七五	二、六一八・ 七五
				収用する土地 の面積(㎡)	

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課
広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、令和六年十一月十八日に、その書類の送達があったものとみなされます。